

非木造住宅等にかかる 耐震改修費等補助制度

補助対象

昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅、
3階建て以上の木造住宅、木質系枠組壁工法の住宅

申請者

建物の所有者
※区分所有の共同住宅にあつては、管理組合

受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年12月28日(月)
※工事完了後の実績報告書を令和9年2月26日(金)までに提出する必要があります

補助金額

補助制度は、『耐震診断』『耐震改修設計』『耐震改修工事』の3種類があります



耐震診断

戸建て住宅	対象経費(※1)の3分の2	上限額 13.6万円
共同住宅等	対象経費(※2)の3分の2	1戸あたりの上限額 5万円

※1 204,000円を限度

※2 床面積1,000㎡以内の部分4,580円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分2,350円/㎡、2,000㎡を超える部分1,570円/㎡を限度

耐震改修設計 ※耐震診断の結果「安全な構造」でない」と判断されたものが対象

対象経費の3分の2 1戸あたりの上限額 **10万円**

耐震改修工事 ※耐震診断の結果「安全な構造」でない」と判断され、耐震改修計画認定を受けたもの

戸建て住宅 上限額 **125万円**

耐震補強に関する費用の80%(115万円を限度) + 工事監理費の3分の2(10万円を限度)

共同住宅等 1戸あたりの上限額 **110万円** (※5)

①補強工事費・・・対象経費(※3)の23%(マンションは1/3)に30万円を加算した額
(1戸あたり100万円を限度)

②工事監理費・・・対象経費の3分の2(1戸あたり10万円を限度)

③付帯工事費・・・対象経費(※4)の一部(1戸あたり100万円を限度)

※3 躯体工事及び基礎工事等(マンションは51,700円/㎡を限度、マンション以外は39,900円/㎡を限度)

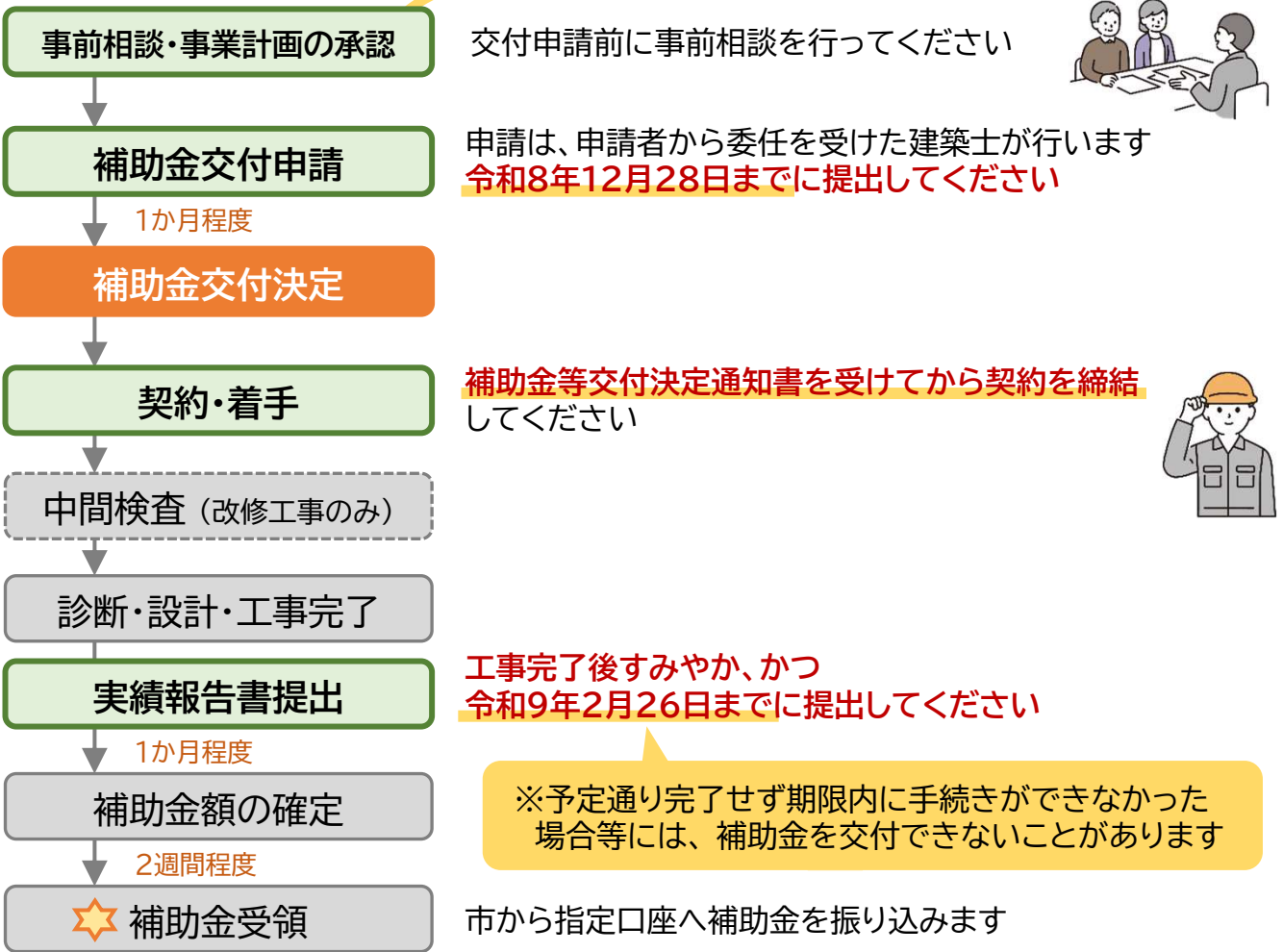
※4 仮設工事、既設部分の撤去工事及び撤去部分の復旧工事

※5 補強工事、工事監理費、付帯工事費の合計は上限110万円

補助金交付の流れ・必要な手続き

耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事 共通

必ず、契約前に申請手続きを行ってください

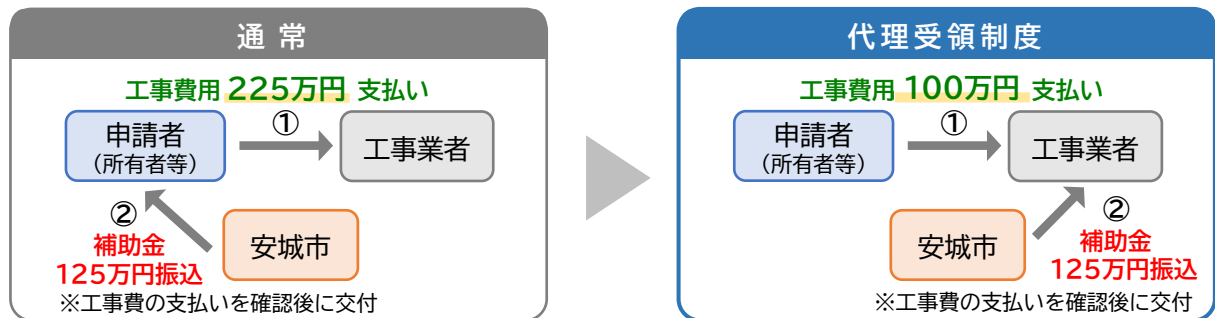


★ 代理受領制度も使用できます

申請者が補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除される制度です。

申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、支払いの負担が軽減されます。

(例)非木造住宅の耐震改修工事費225万円、補助金125万円の場合



【お問合せ先】

安城市 建築課建築指導係 (電話:0566-71-2241)
(安城市役所 北庁舎3階)

詳細はこちら

